

◆ 第4章 こどもにやさしい環境づくり

この条例には、すべてのこどものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。家庭、保育園や幼稚園、学校、地域など、こどもが過ごすところや関わるすべての場所で、こどもの権利が守られ、社会全体で、こどもが自分の思いを伝え、参加できる場を作っていきます。

一方で、こどもを支え、こどもを育てる大人もまた幸せであることが求められます。大人にとってもやさしい社会となるよう、南砺市全体の環境を見直していきます。



〈南砺市〉

こどもの権利が守られるために、いろいろなことに取り組みます。

こどもの意見や考えや思いをいかすように取り組みます。

大人がそれぞれの役割を果たすことができるように支えます。

こども施策に取り組み、こどもの環境を整えていきます

こどものすこやかな成長に対する支援とともに、こどもに関わる大人がこどもと関わるのが幸せだと実感できる南砺市を目指し、こどもが生まれる前段階からの支援や環境整備を切れ目なく行います。

こどもに直接 関わる支援

- こども参加の機会創出
- いじめ対策
など

こどもに関わる 大人への支援

- 医療費助成制度
- 雇用環境の整備
など

こどもに関係する 環境の整備

- 相談機関の充実
- 図書館・公園の整備
など

【こどもに関わる地域団体の役割】

- 第11条 1. こどもに関わる地域団体(以下「地域団体」といいます。)は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。
2. 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。



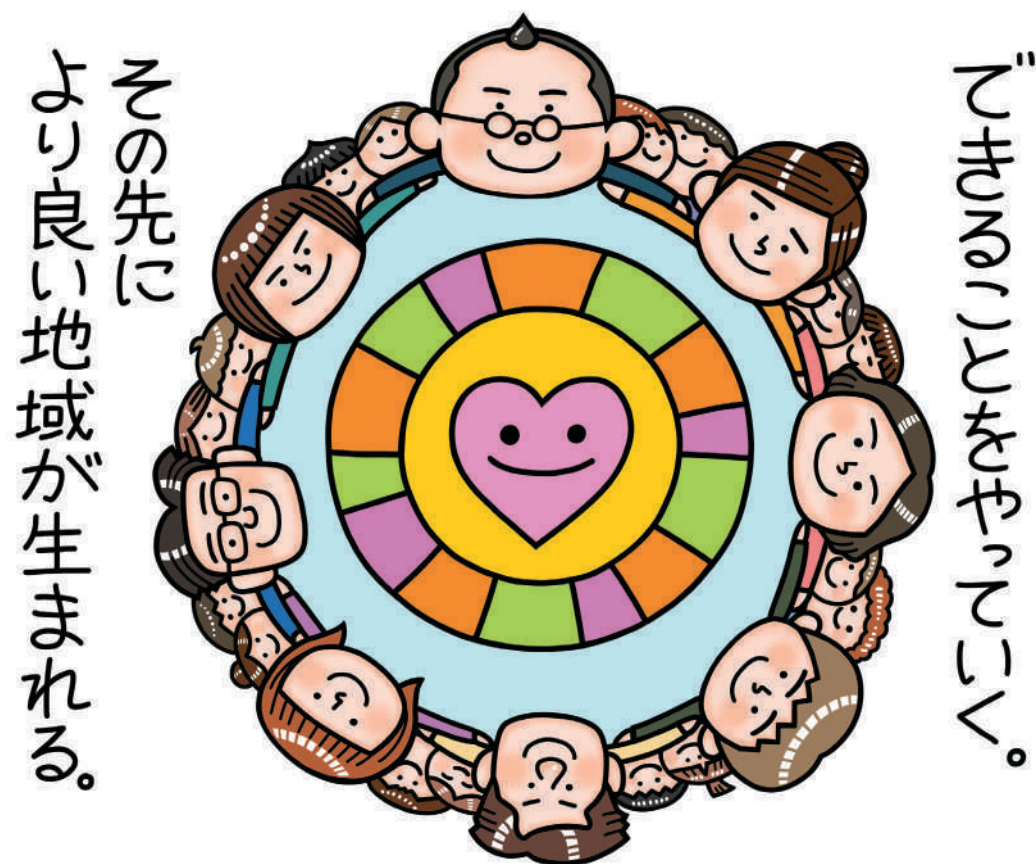
解説

こどもの権利を保障するためのこどもに関わる地域団体の役割を定めます。

- 1 こどもは、地域の中で、家族以外の人たちと接し、同じ地域でつながっているこどもたちの中で新たな発見や学びの機会を持つことができます。こどもに関わる地域団体は、多様な経験や交流の機会を持つことで、こどもに必要な支援ができます。
- 2 また、こどもに関わる地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支え、地域の中で孤立することがないように努めなければなりません。

【施策の推進】

- 第12条 1. 市は、子どもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。
2. 市は、子どもが権利の主体として尊重されることを認識し、子どもが意見や考えや思いを表明することができ、かつ、その意見や考えや思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。
3. 市は、子どもに関わる大人と地域団体を支援します。



【日常の環境】

- 第13条 1. 市民と市は、子どもの命を守ることができ、かつ、子どものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。
2. 市民と市は、子どもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。
3. 市民と市は、子どもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組みます。



解説

子どもの権利を保障するため日常の環境づくりについて定めます。

- 1 市民や地域からの協力を得ながら、子どもにより良い環境を作るよう努めることを定めています。また、様々な分野の関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、市が調整役としての役割を担い、必要に応じて支援します。
- 2 こどもの意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援することを定めています。
- 3 市は、子育て家庭が孤立しないよう情報提供や伴走支援を実施し、市民は、子育て家庭が地域社会で孤立することのないよう地域全体で支え合うなど、社会全体で取り組むことが大切です。



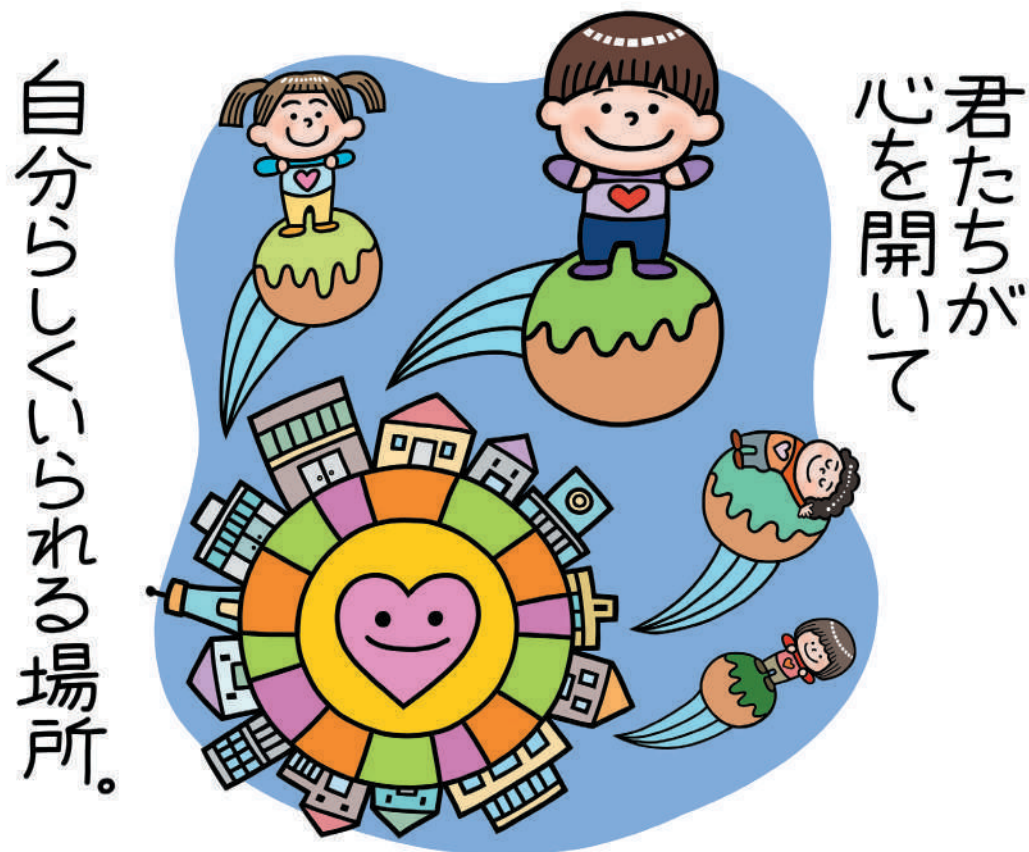
解説

子どもの権利を保障するための市の責務を定めます。

子どもの権利を保障するためには、子どもに関わる機関やこどもの保育、教育、療育に関わる大人や地域が、互いに連携することが大切です。また、それぞれの役割を果たすため、必要な場合には市が支援を行います。

【居場所づくり】

第14条 1. 市民と市は、こどもが学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。



【情報共有】

第15条 1. 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知に努めます。

2. 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、判断する力を身につけられるよう関わります。



解説

こどもの権利を保障するため居場所づくりについて定めます。
こどもがすこやかに成長するためには、心から安心して遊び、学び、休息のできる場所が生活の中に必要です。居場所とは、施設のみを意味するものではなく、一人ひとりのこどもにとってありのままの自分でいることができ、心のよりどころとなる、居心地が良い場所を持つことを意味しています。そのため、市は、民間団体などとも連携しつつ、こどもが発達段階に応じて居場所を確保できるよう努めなければなりません。



解説

こどもに関する情報共有について定めます。

- 1 こどもに関する情報は、こどもが理解を深め、自分の意見を表明できるよう、こどもの視点に立ってわかりやすく発信する必要があります。市は、こどもや子育てに関わる人が、必要な情報を得られるよう、様々な手段で適切な情報の提供に努める必要があります。
- 2 市と保護者を含む市民は、こどもが自ら情報を得て、様々な活動に参加し、情報を見極めて自分の考えを持つことができるよう、こどもの成長・発達に応じて、大人による助言・指導を行います。

【参加の機会の保障】

第16条 1. 市民と市は、子どもが自身に関することについて意見や考えや思いを表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。



【権利侵害への対応】

第17条 1. 市民と市は、子どもへのいじめ、体罰、虐待等の権利侵害を見過ごしません。

2. 市は、子どもへの権利侵害が起こったときに、子どもと子どもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。



解説

子どもがいろいろな活動に参加できることを保障します。
子どもが地域社会に参加する機会や、多様な地域住民と交流する機会を持つことができるよう、大人が環境を整える必要があります。子どもが自分の意志を持って、行動を起こしていくことは、主体性を育むとともに、自己肯定感の向上や社会参画の意識の醸成に繋がります。また、子どもの発育段階や個性、置かれている環境によっては、参加することや、意見を言うことが困難な場合もあります。そのような場合は、個々に応じていろいろな方法で意見を聴くことも大切です。



解説

子どもへの権利侵害についての対応を定めます。

- 1 子どもに対するいかなる権利侵害について、見過ごすことなく、問題の解決まで対応します。また、子どもが安心して生活することができるよう、全ての市民に対して、体罰、いじめなど暴力や差別の防止と、その啓発に積極的に取り組みます。
- 2 市は、体罰やいじめなど子どもの権利侵害が確認された場合には、関係機関や関係する大人とも連携し、迅速な解決に努め、子どもの心の回復に努めます。

◆ 第5章 権利の救済と推進

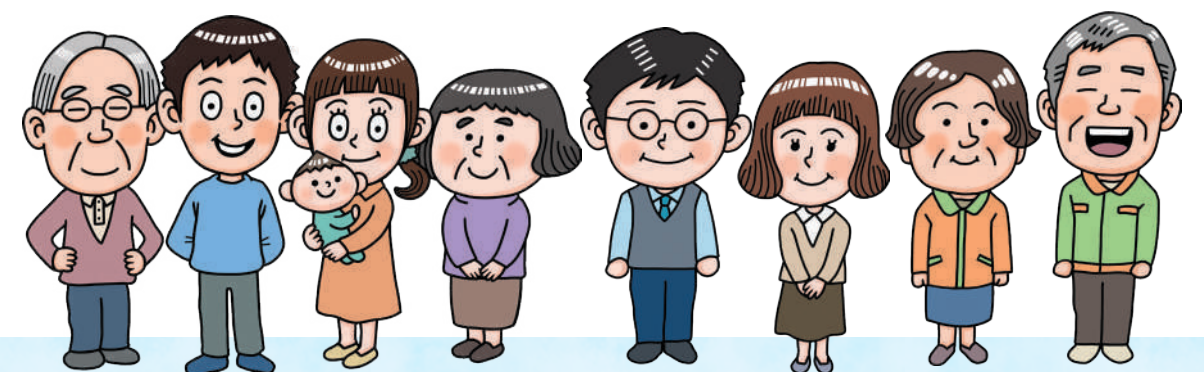
いじめや暴力などの権利侵害により、辛く悲しい思いをしている子どもを救うために、相談・救済体制を整えていきます。関係団体で必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

また、南砺市こどもの権利委員会を設置し、南砺市の子どもに関わる施策について、子どもの権利が保障され、この条例に基づく施策の推進をチェックし、改善や推進をしていくよう市に意見を言います。



誰かにたたかれたり、ひどいことを言われたり・・・心や体が傷ついたら、一人で悩まないでほしい。子どもの力になりたいと思っている人たちはたくさんいます。

子どもが、安心して相談でき、また笑顔になれるよう、様々な立場の大人が協力して「子どもの権利」を守ります。



【普及啓発】

第18条 1. 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。



解説

こどもの権利と条例の趣旨の普及啓発について定めます。
こどもの権利と、市の条例が制定された意義・内容について広く市民に啓発し、その普及に努めることとしています。